

肝付町建設関連業務委託契約最低制限価格制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、肝付町が発注する建設関連業務委託契約を競争入札により請負契約を締結しようとする場合において、品質の確保及び適正な施工を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）及び肝付町契約規則（平成17年7月1日規則第30号）第12条第1項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする入札方法（以下「最低制限価格制度」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「建設関連業務」とは、入札参加資格者名簿に登録されている測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務、並びに水道施設建設コンサルタント業務及び建設関連維持修繕業務委託をいい、「建設関連業務」の委託契約を「建設関連業務委託契約」という。

(最低制限価格を定める契約の対象)

第3条 この要綱に定める建設関連業務委託最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計金額が100万円以上（消費税額及び地方消費税額を含む。）の建設関連業務委託契約において適用する。

(最低制限価格の設定及び算出方法)

第4条 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）に、鹿児島県が定める建設関連業務委託に係る最低制限価格の算定基準等を勘案して、肝付町契約規則第12条第1項に規定する契約担当者が別に定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、建設関連維持修繕業務委託についての最低制限価格は、同規則第12条第1項の規定に基づき、予定価格に100分の70を乗じて得た額以上として、前項の契約担当者が定める。

3 前2項の規定により算定して得た額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ、千円単位とする。

4 最低制限価格は、入札執行者が決定するものとする。

(入札参加者への通知)

第5条 契約担任者は、入札公告又は入札執行通知書において入札参加者へ最低制限価格を設けている旨を周知する。

2 最低制限価格の設定が明記されていない場合は、最低制限価格適用の対象としない。

(最低制限価格による判定)

第6条 入札執行者は、開札の結果、第4条の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。この場合、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

3 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項にあることを説明する。

4 入札参加者全員が入札失格者となる場合は、当該入札は不調とする。

附 則（令和元年7月22日告示第29号）

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う建設関連業務委託についての請負契約から適用する。

附 則（令和8年4月1日告示第46号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う建設関連業務委託についての請負契約から適用する。